

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年5月8日改定）

掲載日 2023年5月8日

■キャッシュカード規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機若しくは当行所定のタブレット端末又はA T M若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(7) (略)</p>	<p>11 カード等及び暗証の管理等</p> <p>(1) 当行は、端末機若しくは当行所定のタブレット端末（以下「<u>タブレット端末</u>」といいます。）又はA T M若しくは提携機の操作の際に使用されたカード等が、当行が預金者に交付したカード等であること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し又は振替若しくは振込その他当行所定の手続（次条から第14条までにおいて「払戻し等」といいます。）を行います。</p> <p>(2)～(7) (同左)</p>
<p>16 届出事項の変更等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 暗証を変更しようとするときは、預金者等又は代理人は、端末機又はA T Mにより届け出てください。この場合、端末機にあっては当行所定の書類にカード等を添えて本支店等に提出し、かつ、端末機に現に使用している暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下この項において「旧暗証」といいます。）及び新たに使用しようとする暗証（以下この項において「新暗証」といいます。）を入力して、A T MにあってはA T Mにカード等を挿入し、かつ、旧暗証及び新暗証を入力して届け出てください。なお、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号は、新暗証として使用できません。また、暗証は不定期的又は一定期間ごとに変更してください。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>16 届出事項の変更等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 暗証を変更しようとするときは、預金者等又は代理人は、端末機若しくは<u>タブレット端末</u>又はA T Mにより届け出てください。この場合、端末機にあっては当行所定の書類にカード等を添えて本支店等に提出し、かつ、端末機に現に使用している暗証（当行が指定する暗証を含みます。以下この項において「旧暗証」といいます。）及び新たに使用しようとする暗証（以下この項において「新暗証」といいます。）を入力して、<u>タブレット端末にあってはタブレット端末にカードを挿入し、かつ、当行所定の本人確認を行ったうえ、新暗証を入力して</u>、A T MにあってはA T Mにカード等を挿入し、かつ、旧暗証及び新暗証を入力して届け出てください。なお、生年月日、住所、自宅や勤務先の電話番号、連続番号、同一番号その他他人に容易に推測されやすい番号は、新暗証として使用できません。また、暗証は不定期的又は一定期間ごとに変更してください。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>18 端末機又はA T M若しくは提携機への誤入力等</p> <p>端末機又はA T M若しくは提携機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行等は責任を負いません。なお、提携機を使用した場合の受払金融機関の責任についても同様とします。</p>	<p>18 端末機若しくは<u>タブレット端末</u>又はA T M若しくは提携機への誤入力等</p> <p>端末機若しくは<u>タブレット端末</u>又はA T M若しくは提携機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行等は責任を負いません。なお、提携機を使用した場合の受払金融機関の責任についても同様とします。</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2022年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2023年5月8日</u>から実施します。</p>

以 上